

医療保護入院者等届出関係事務処理要領

制定	平成 8 年 3 月 25 日付	福祉保健部長通知
改正	平成 9 年 4 月 1 日付	福祉保健部長通知
改正	平成 12 年 4 月 19 日付	福祉保健部長通知
改正	平成 13 年 3 月 30 日付	福祉保健部長通知
改正	平成 14 年 3 月 30 日付	福祉保健部長通知
改正	平成 20 年 3 月 31 日付	福祉保健部長通知
改正	平成 26 年 3 月 6 日付	健康福祉局長通知
改正	平成 28 年 1 月 15 日付	健康福祉局長通知
改正	令和 元年 12 月 12 日付	健康福祉局長通知
改正	令和 3 年 3 月 22 日付	健康福祉局長通知
改正	令和 4 年 10 月 3 日付	健康福祉局長通知
改正	令和 5 年 3 月 7 日付	健康福祉局長通知
改正	令和 6 年 2 月 26 日付	健康福祉局長通知

第 1 総則

広島県内に所在する精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられている病院を含む。ただし、広島市内に所在する病院を除く。以下同じ。）に入院する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 33 条に基づく医療保護入院者に係る届出等の事務の処理については、法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 届出等の提出先等

1 精神科病院

精神科病院の管理者は、第 3 に定める届出等を、次の提出先へ 2 部送付すること。

(1) 事故報告書を除く届出等

当該入院者の住所地を管轄する保健所（広島市保健所を含む）。

ただし、当該入院者の住所が広島県外又は不明であるときは、当該精神科病院の所在地を管轄する保健所。

(2) 事故報告書

当該精神科病院の所在地を管轄する保健所。

2 保健所

保健所は、第 2 の 1 により提出された届出等のうちの 1 部を、次の提出先へ送付すること。

(1) 無断退去届、無断退去者帰院届及び事故報告書を除く届出等

県立総合精神保健福祉センター。

ただし、広島市内に所在する精神科病院からの届出等は、広島市精神保健福祉センター。

- (2) 無断退去届、無断退去者帰院届及び事故報告書
健康福祉局疾病対策課

第3 届出等の取扱

1 医療保護入院者の入院届

(1) 同意書

精神科病院の管理者は、法第 33 条第 1 項の規定に基づき医療保護入院させるときは、同項に規定する家族等の同意について、「医療保護入院に関する家族等同意書」（「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（令和 5 年 11 月 27 日付障精発 1127 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知（以下「課長通知」という。））別添様式 8）を徴すること。

なお、同意をした家族等が後見人又は保佐人である場合は、選任審判書の写し及び確定証明書の写し又は登記事項証明書の写し（以下「添付書類」という。）を徴すること。

精神科病院の管理者は、法第 33 条第 2 項の規定に基づき医療保護入院させるときは、同項に規定する市町村長の同意について「医療保護入院に関する市町村長同意書」（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項及び第 6 項に基づき医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」（昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長（以下「局長通知」という。））別添様式 3）を 3 部徴すること。

(2) 入院届

精神科病院の管理者は、法第 33 条第 1 項又は第 33 条第 2 項の規定による措置を採ったときは、10 日以内に、(1) による「同意書」（添付書類を含む。）を添え、「医療保護入院者の入院届」（課長通知別添様式 10）を提出すること。

(3) 特定医師による診察の場合（特定病院のみ）

精神科病院の管理者は、法第 33 条第 1 項又は第 33 条第 2 項に規定する場合において、同条第 3 項後段の規定による措置を採ったときは、10 日以内に、(1) による同意書（添付書類を含む。）を添え、「特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録」（課長通知別添様式 11）を提出すること。

2 医療保護入院の入院期間の更新又は継続入院に係る届出

(1) 入院期間の更新又は継続入院に関する同意書

精神科病院の管理者は、第 33 条第 6 項の規定による入院期間の更新（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）附則第 12 条第 2 項に基づき継続入院とする場合を含む。以下同じ。）をする際の家族等の同意について、「医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書」（課長通知別添様式 13）を徴すること。

ただし、法第 33 条第 8 項後段による場合は、この限りではない。

なお、入院期間の更新に必要な同意を市町村長が行う場合の対応については、局長通知によるものとし、「医療保護入院期間の更新に関する市町村長同意書」（局長通知別添様式 6）を 3 部徴すること。

(2) 入院期間更新届

精神科病院の管理者は、第 33 条第 6 項の規定による入院期間の更新をしたときは、10 日以内に、(1) による「同意書」及び「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」（「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（令和 5 年 11 月 27 日障発 1127 第 7 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添様式 2）を添え、「医療保護入院者の入院期間更新届」（課長通知別添様式 15）を提出すること。

3 応急入院（法第 33 条の 6）の入院届

(1) 入院届

応急入院指定病院の管理者は、法第 33 条の 6 第 1 項の規定による措置を採ったときは、直ちに「応急入院届」（課長通知別紙様式 18）を提出すること。

なお、応急入院者が他の入院形態に移行した場合に提出する所要の届には、移行した時刻を明記すること。

(2) 特定医師による診察の場合（特例措置を採ることができる応急入院指定病院のみ）

応急入院指定病院の管理者は、法第 33 条の 6 第 1 項に規定する場合において、同条第 2 項後段の規定による措置を採ったときは、直ちに、「特定医師による応急入院届及び記録」（課長通知別添様式 19）を提出すること。

4 任意入院者の定期病状報告

精神科病院の管理者は、法第 38 条の 2 第 2 項の規定による任意入院者の症状等の報告については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 2 項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例」（平成 18 年条例第 61 号）及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 2 項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則」（平成 18 年 12 月 26 日規則第 77 号）に従って提出すること。

5 入院者の届出事項の変更届

(1) 入院者の届出事項の変更届

精神科病院の管理者は、入院者の住所又は氏名に変更があったとき又は変更があったことが判明したときは、速やかに「措置入院者届出関係等事務処理要領（平成 8 年 4 月 1 日施行。以下「措置入院事務処理要領」という。）の第 3 の 5 の例により、「入院者の届出事項の変更届」（以下この項において「変更届」という。）を提出すること（なお、住所変更に係る届出は新住所地の保健所へ提出すること。）。

6 退院届

(1) 退院

精神科病院の管理者は、医療保護入院者を退院させたとき（特定医師による診察のみの場合は除く。）は、10 日以内に、「医療保護入院者の退院届」（課長通知別添様式

16) を提出すること。

(2) 入院形態移行

精神科病院の管理者は、医療保護入院者が他の入院形態へ移行したときは、(1)の例により退院届を提出すること。

(3) 市町村長が同意者である場合の特例

精神科病院の管理者は、市町村長が同意者である医療保護入院者が退院したときは、(1)の退院届の写しを当該市町村長へ提出すること。他の入院形態へ移行したときについても同様とする。

7 無断退去届・無断退去者帰院届

(1) 無断退去届

精神科病院の管理者は、医療保護入院者、任意入院者その他入院中の者で、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのあるものが無断退去しその行方が不明となったときは、法第39条第1項の規定により、所轄の警察署長に探索を求めるとともに、措置入院事務処理要領の第3の6の(1)の例により、「無断退去届」を提出すること。

(2) 無断退去者帰院届

精神科病院の管理者は、(1)の無断退去者が帰院したときは、措置入院事務処理要領の第3の6の(2)の例により、「無断退去者帰院届」を提出すること。

8 事故報告書

精神科病院の管理者は、医療保護入院者又は任意入院者が事故のため死亡したとき、他の入院患者へ傷害を加える等重大な他害行為を行ったときその他重大な事故があったときは、措置入院事務処理要領の第3の7の例により、「事故報告書」を提出すること。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。ただし、本要領施行前において効力を有した要領及び通知に定める様式による届出等で、本要領施行後に提出されたものは、当分の間本要領に定める様式により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要領中広島市保健所へ提出すべき報告等については、この要領施行日以降は、広島市各保健センターへ提出されるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。ただし、本要領施行前の「医療保護入院関係事務処理要領」に定める様式による届出等で、本要領施行後に提出されたものは、当分の間、本要領に定める様式により提出されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。